

2015年（平成27年）10月9日

大阪市立五条小学校 御 中

大阪弁護士会
会 長 松 葉 知 幸

要 望 書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において審査しました結果、人権侵害のおそれがあると認めましたので、以下のとおり要望します。

第1 要望の趣旨

貴校においては、学校組織全体としていじめの実態を把握し、その原因の究明及び問題解決に向けて統一的に対応する体制が十分ではなく、結果として申立人に対するいじめが長期間継続することとなった。

そこで、学校組織全体で「いじめは人権侵害である」という共通認識を持っていじめの防止に取り組み、いじめが生じた場合に迅速かつ適切に対応するための方策をあらかじめ協議して講じておくよう要望する。

第2 要望の理由

1 認定した事実

- (1) 申立人は、2年生であった平成22年頃から5年生であった平成25年6月に至るまでの間、クラスメイト及び他のクラスの児童から「きもい」「うざい」などと言われ、ときには「死ね」と言われるなどのいじめを受けていた。

この点、申立人の3年時の担任教師は、申立人の話を比較的聞いてくれたが、4年時の担任教師は、「自分で解決しろ」などと言って十分な対応を行わなかった。

また、5年時の担任教師は、申立人に対し「きもい」等と言われたら言い返さず、自分に相談するようと言っていたことから、申立人は、実際に相談した。ところが、担任教師は、当該児童に注意はしたものの、当該児童は、申立人に謝罪せず、担任教師は、それ以上の対応は行わなかった。

貴校は、この点に関して、「保護者からの相談を受けた場合には、そのつど関係児童等に聞き取りを行い、事実関係を調査するとともに、必要

に応じて指導を行っている」とし、「通常小学校においては、児童が「きもい」「うざい」等の言葉を使用することが少なからずあり、基本的にこのようなことについて担任等の教職員が児童にその都度指導を行っている」と一般的な対応については回答している。しかし、本件児童に関しては、保護者からの相談が多数回であったことを理由に、具体的な指導内容については、詳細を示すことは不可能であるとしている。

- (2) 申立人は、「申立人が4年生であった平成24年に、ある男子児童から、校内の階段で腹部を手拳で殴られ、階段から突き落とされそうになった。申立人が、このことを担任教師に申告したところ、担任教師は、加害児童に対し、「謝れ」と言っただけでその場を立ち去り、その後それ以上の対応を行わなかった。また、担任教師は、この事実について貴校に報告しなかった」と申告している。

この点、貴校は、当時関係した担任等から聞き取り調査をした上で、これらの事実を否定する旨回答している。しかし、当時、貴校は、(1)のいじめを把握していたのであるから、学校組織全体で、いじめへの対応体制を整える必要があったところ、担任教師にその都度対応をさせているだけで、組織全体での対応体制が十分でなかったと認められ、申立人の申告どおりの事実があったにもかかわらず、学校として事実の把握ができなかった可能性を排除できない。

- (3) 申立人は、申立人が4年生のとき、事実そのようなことはしていないにもかかわらず、クラスメイトから、投げキスをした(唾をつけた)と言いがかりをつけられ、謝罪を強要されたと申告している。

また、申立人は、「投げキスをした(唾をつけた)ことなどないと説明したが、担任教師は、申立人の説明に耳を貸さず、投げキスをされた(唾をつけられた)、という児童の言い分のみを信じて申立人に謝罪させた」と申告している。

この点、貴校は、当時関係した担任等から聞き取り調査をした上で、このような事実はないと回答している。しかし、当時、貴校は、(1)のいじめを把握していたのであるから、学校組織全体で、いじめへの対応体制を整える必要があったところ、貴校では、担任教師にその都度対応をさせているだけで、組織全体での対応体制が十分でなかったと認められ、申立人の申告どおりの事実があったにもかかわらず、学校として、事実の把握ができなかった可能性を排除できない。

2 当会の判断

学校における「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」と定義される(文部科学省 平成18年度「児童生徒の問題

行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)。そして、いじめに対しては、以下の取組を徹底する必要があると指摘されている（「いじめの問題への取組の徹底について」平成18年10月19日 18文科初第711号 文部科学省初等中等教育局長通知）。

- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。
- ・ 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。
- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要であること。

そして、平成25年に公布されたいじめ防止対策推進法においても、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務が確認され、総合的な取組が法定されている。

本件においては、前項（1）のいじめについて、各担任教師の対応は不統一かつ場当たりのためであり、学校組織全体でいじめの解決に向けた被害者ケアと加害者対応を統一行的に行ったと評価することはできない。

つぎに、前項（2）について、前項（1）のいじめの発生を受けて、さらなるいじめの発生を認識しうる体制を整えておくべきであったにもかかわらず、当該いじめがあったと申立人から被害の訴えを受けた担任教師は、貴校にその事実を報告しておらず、単独の判断で1回限りの指導を行うにとどまっており、学校組織全体での共通認識がなく、統一的対応も取られていない。また、担任教師の行った指導も、単にその場で加害児童に一度注意しただけであり、被害児童である申立人へのケアは行われていない。

さらに、前項（3）についても、前項（1）のいじめの発生を受けて、さらなるいじめの発生を認識しうる体制を整えておくべきであったにもかかわらず、申立人から被害の訴えを受けた担任教師は、貴校にその事実を報告していない。当時申立人は、クラスメイト等から、少なくとも前項（1）のいじめを受けている状況であり、申立人が在籍していたクラス全体に申立人に対するいじめを容認する雰囲気が生じていた可能性も十分にあった。そのような状況下においては、申立人に対しては特別のケアをすべきであり、申立人が否定しているにもかかわらず、「投げキスをされた」と申告し

た児童の言い分をだけに基づいて、申立人に謝罪をさせたとすれば、担任教師の対応は、不適切であったと言わざるを得ない。

第3 結論

以上のとおり、貴校の対応は不十分であり、貴校においては、学校組織全体としていじめの実態を把握し、その原因の究明及び問題解決に向けて統一的に対応する体制が十分ではなかったと評価せざるを得ない。よって、第1のとおりに要望するものである。

以上